

## (仮称) 太田市外三町広域斎場連絡調整会議設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、太田市、千代田町、大泉町及び邑楽町（以下「一市三町」という。）における斎場の広域化について検討、連絡及び調整を行うため、(仮称) 太田市外三町広域斎場連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）の設置に関し必要な事項を定める。

### (構成)

第2条 連絡調整会議は、別表に掲げる組織で構成する。

### (検討事項)

第3条 連絡調整会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 一市三町による斎場の広域化に関すること。
- (2) 斎場の設置場所に関すること。
- (3) 斎場に要する経費の負担に関すること。
- (4) 斎場を所管する組織に関すること。
- (5) その他必要事項に関すること。

### (会議)

第4条 連絡調整会議の会議は、必要に応じて開催する。

### (庶務)

第5条 連絡調整会議の庶務は、太田市市民生活部市民課において処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、連絡調整会議で別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

|                |        |
|----------------|--------|
| 千代田町           | 住民福祉課  |
|                | 環境下水道課 |
| 大泉町            | 住民課    |
|                | 環境整備課  |
| 邑楽町            | 住民課    |
|                | 安全安心課  |
| 太田市            | 市民課    |
| 太田市外三町広域清掃組合   |        |
| 大泉町外二町環境衛生施設組合 |        |